

**悪徳商法に注意**

このたびの震災につけ込み、必要のない住宅リフォームや工事を勧められ、過剰な金額を請求する悪徳業者が出没する恐れがあります。

悪徳業者は「基礎にヒビが入っている、このままでは大変なことになる」と嘘を言ったり、「点検は無料」といって親切を装って近づいてきますので、十分ご注意ください。

**問い合わせ**

大田原市消費生活センター

TEL (23) 6236

**※受付時間**

平日 午前9時～正午、午後1時～4時

**中止となる事業・講座など**

○人権相談・総合行政相談

・黒羽地区 4月19日(火)

・問い合わせ

(人権相談)

総務課総務防災係

TEL (23) 1111

**(総合行政相談)**

秘書課広報広聴係

TEL (23) 8700

○市民無料法律相談

当分のあいだ

・問い合わせ

総務課文書法規係

TEL (23) 8702

○平成23年度市民学校(大田原西地

区公民館)へエコクラフト手芸・フラワーアレンジメント)

・問い合わせ

大田原西地区公民館

TEL (23) 8719

○大田原西地区公民館主催将棋教室

・問い合わせ

大田原西地区公民館

TEL (23) 8719

今後市の催しの日程や施設の利用日などを変更する場合があります。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

**固定資産税・都市計画税の減免**

地震などにより、家屋損壊、滅失崖崩れなどの甚大な被害をうけた納税者の方に対して、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。対象となるのは、課税した固定資産税・都市計画税のうち、まだ納期限の到来していない納期分についてとなります。

減免を受けるには、納税者ご本人の申請が必要となります。

**申請できる方**

納税義務者(所有者)

※本人または同居の親族以外の場合、委任状が必要です。

**申請に必要なもの**

・市税減免申請書(税務課備え付け)

・印鑑

**受付時間**

午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く

**申請先**

税務課資産税係(湯津上庁舎内)

**手数料 無料**

税務課資産税係

TEL (98) 2119

**被災証明・被災申出証明**

**被災証明**

今回のような自然災害により家屋が破損した場合、その程度を認定基準に基づき判定し、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」のいずれかの認定結果を市が証明するものです。

被害の程度に応じて各種支援制度などをご利用になる際には、多くの場合、この証明書の提出を求められます。このため、市では証明の発行を行うため、被害認定調査を行っています。

なお、被災証明書の発行には時間がかかりまので、申請を受けて、その場での発行はできません。また、被害状況が基準に満たない場合、証明書が発行できない場合がありますので、ご了承ください。

**被災申出証明**

自然災害により家財等に被害があったことを市に申し出たことを証明するものです。家財道具や電化製品などの保険金の請求で必要となります。

| 名称     | 申請できる方                     | 申請に必要なもの  | 申請先・問い合わせ                            |
|--------|----------------------------|---|--------------------------------------|
| 被災証明   | ・被災された本人<br>・同居の親族<br>・使用者 | ・被災証明願(窓口備え付け)<br>・被害状況が分かる写真(屋根瓦のずれ、柱・床・天井のゆがみ、外壁・内壁・基礎のひび割れなど)<br>・身分証明書(運転免許証等)<br>・印鑑 | 税務課税制係<br>(南別館2階)<br>TEL (23) 8785   |
| 被災申出証明 | ・被災された本人                   | ・印鑑   | 総務課総務防災係<br>(東別館2階)<br>TEL (23) 1111 |

※ 被災証明については、原則として復旧後の証明はできません。

このたびの地震では、市内でも震度6強の激しい揺れを観測しました。この影響で、地震直後から市内全域で長時間にわたる停電が起きたほか、建物や壊れるなどの被害が発生しましたが、市民の皆さまの冷静な対応により、大きな混乱が起きなかったことに、心から感謝を申し上げます。引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

**問い合わせ**

総務課総務防災係

TEL (23) 1111